

公の施設の指定管理者制度に関する基本指針

令和7年（2025年）2月改訂

朝 霞 市

目 次

I	指定管理者制度の概要	1
II	指定管理者制度の導入・運用の基本的な考え方	3
III	候補者の選定前の手続き	9
IV	候補者の選定	12
V	指定管理者の指定後の手続き	13

I 指定管理者制度の概要

1 目的・経緯

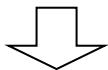
公の施設の管理委託については、従来、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理を委託する方式に限られていた。しかしながら、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年6月13日に地方自治法が改正され、これらの団体のみでなく、広く民間事業者等も公の施設の管理の代行ができる指定管理者制度が創設された。本市は、平成18年4月より、指定管理者制度を導入している。

「指定管理者制度」とは（地方自治法第244条の2）

【従来の制度：管理委託制度】

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行する。条例に基づき下記のような法人に委託することができる。

- ・地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（資本金等の1/2以上出資、職員派遣等）
- ・公共団体（土地改良区など）
- ・公共的団体（農協、自治会など）



【指定管理者制度】

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。

- ・指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定する。
- ・指定管理者も使用の許可を行うことができる。
- ・利用料金は、条例で定める基準により、指定管理者が市の承認を得て定める。

例示）

- ① 地方公共団体が設置する文化センターを株式会社等の民間事業者も管理を行うことが可能になる。
- ② PFI事業で建設した施設について、PFI事業者による利用料金制も含めた管理代行が可能になる。

2 条例制定等について

指定管理者制度を導入することとした場合においては、次の事項について条例等で定めることが必要とされている。

- ア. 指定の手続（申請方法、選定基準、事業計画の提出など）
- イ. 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件など）
- ウ. 業務の範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可など）

3 指定の方法

条例に基づき、個々の指定管理者を、議会の議決を経て、期間を定めて指定する。

4 団体の範囲

「公の施設¹」の管理を「法人その他の団体」に行わせようとするものであり、その対象は民間事業者等が広く含まれ、法人格は必ずしも必要とされていない（個人は不可）。

1 「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設であり、（庁舎等の事務所は除くとされている。）その設置及び管理に関する事項は、条例で定めなければならないとされている。（地方自治法第244条及び第244条の2）

II 指定管理者制度の導入・運用の基本的な考え方

本市では従来、管理委託制度により公の施設の管理運営を市の出資団体や公共的団体に委託し、施設の機能を活かした効率的な運営と施設管理を行ってきたが、平成18年4月からは、指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行っている。

この間、各施設においては、制度の趣旨を踏まえた運用が行われ、市民サービスの維持向上が図られてきたところではあるが、施設の老朽化など、課題も生じており、市の公共施設等総合管理計画に基づき、市及び指定管理者が連携・協力して対処する必要がある。

また、全国に目を向けた場合、各自治体での様々な取組の中で、留意すべき点が明らかになってきたことから、平成22年12月28日付で、指定管理者の運用について、国から各自治体に対し助言が行われた。

その内容は、指定管理者制度について、

- ① 公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であること。
- ② 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービス提供者を指定するものであり、単なる価格競争とは異なること。
- ③ 指定に当たっては、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があるものの、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。などである。

これらの留意点や本市の課題等を踏まえ、次のとおり基本指針を定める。

1 指定管理者制度の適用の検討

公の施設は、本市による直営あるいは指定管理者制度による管理運営を行うことと定められている。

その際、「どちらの管理運営が、より効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成できると考えられるか」を基本的な判断基準とするべきである。

公の施設のうち、現段階においては、本市に管理権限を留保する必要性の高い施設、あるいは指定管理者制度を導入する必然性の低い施設と考えられる施設は、概ね次のような施設が想定される。

- ① 個別法により指定管理者制度の適用が認められない施設
- ② 指定管理者制度の導入により、経費の上昇またはサービスの低下が想定される施設
- ③ その他、指定管理者として適切な民間事業者等が存在しないことが明らかな場合など、市の直接的関与が必要であると判断される施設

なお、具体的には、朝霞市指定管理者選定委員会（詳細はIVを参照）において、個々の施設ごとに詳細に検討するものとする。

【公の施設に指定管理者制度を導入する場合の基本的な手続き】

手続きの流れ	具体的な手続き
制度導入の検討	・管理運営形態や指定管理者の選定方法などを、「朝霞市指定管理者選定委員会」にて施設ごとに検討
↓ (条例の制定、改正)	・設置条例の制定・改正について、議会への上程
↓ 募集	・申請要項の作成 ・申請要項の公表、配布
↓ 選定	・「朝霞市指定管理者選定委員会」にて候補者の審査 ・市長決裁
↓ 指定の議決	・指定管理者、指定期間等について、議会への上程
↓ 協定締結	・指定の通知 ・告示 ・協定の締結

2 指定管理者選定の基本的な考え方

指定管理者には、公の施設の設置目的を最も効果的に達成することができる法人やその他の団体等を指定しなければならない。したがって、選定に当たっては、施設の設置目的や特性、過去の利用実績や今後の政策的な意図などを総合的に勘案し、公募あるいは非公募（随意指定）のいずれによるべきかを個別に判断する必要がある。

【公募・非公募（随意指定）の判断の目安】

- 競争性を生み出すことで、サービスの向上や管理運営コストの縮減が期待でき、かつ、公共サービスの水準を確保できるか
- 管理事業の継続性や安定性、市の施策との一体性が確保されるか
- 地域との連帯感の醸成や市民協働の運営の推進が図られるか

以上の基本的な考え方を踏まえ、公募・非公募（随意指定）を選択する。

3 指定期間

地方自治法第244条の2第5項に基づく指定期間は、原則として5年とする。ただし、特段の理由がある場合は、別に定めることができる。

4 剰余金の精算

指定管理料は、指定管理者から提出される事業計画書や過去の実績等を踏まえ設定しており、事業計画書に基づき指定管理業務が行われている限り、基本的には過剰な剰余金が発生することはないものと考えられる。

しかし、剰余金は、指定管理者の経営努力により収入の増又は支出の減が図られた結果生じるものと、経営努力以外の要因によるものがあることから、次の表の考え方を原則として精算を行うものとする。

【剰余金の精算に関する考え方】

選定方法	公募	非公募（随意指定）
修繕料、備品購入費、(再)委託料の剰余金	全額返還	全額返還
その他の剰余金	返還しない	協議による

(1) 修繕料、備品購入費、(再) 委託料の剰余金について

- ・実施に必要な経費として、指定管理料へ計上していることから、剰余金が生じた場合は、公募・非公募に関わらず、全額市へ返還するものとする。

(2) その他の剰余金について

- ・公募により選定された指定管理者については、原則返還は行わないものとするが、税の適切な使途という観点から、仕様書や事業計画書で定めた業務等が実施されているか、事業報告書との比較を行うなど、原因を精査することとする。
- ・非公募で選定された指定管理者については、上記のとおり剰余金の原因を精査した上で、特段の理由がある場合は、協議によりその一部または全部を返還しないことも可能とする。その際には、返還しないことの必要性及び理由を明確にする必要がある。
- ・その他の剰余金のうち、人件費については、仕様書や事業計画書に定めた業務に必要な人員を配置するための経費を計上していることから、業務の質を担保する観点からも、市の人件費の取扱いと同様、残額を他の科目へ流用することの無いよう留意する必要がある。
- ・仕様書や事業計画書に定めた業務等が実施されなかったことにより生じた残額は、剰余金に当たらないことから返還するものとする。

5 予算措置について

指定管理者の選定手続は、指定（行政処分）を行うための準備段階であることから、その段階での予算措置（債務負担行為）は不要とする。

6 利用料金制度について

指定管理者制度の運用に際し、自立的経営が期待できる施設（市からの財政支援を受けて採算が見込まれる施設、市からの財政支援を圧縮できると期待できる施設）、指定期間内に自立的経営が見込まれる施設、又は利用料金制度を採用することで利用者の利便性の向上が期待できる施設については、利用料金制度の採用について検討する。

・「利用料金制度」とは

地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として收受できる「利用料金制度」を導入することができるとされている。

この制度は、施設の管理運営に当たり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられたものであり、その導入に当たっては施設の性格、設置の趣旨等を踏まえ、個々に判断すべきものと考えられている。

7 個人情報の保護

個人情報の保護については、法律や条例等に基づき、指定管理者においても個人情報の保護を図ることが必要となる。

8 情報の公開

情報の公開については、条例等に基づき、指定管理者についても対象となり、適正な対応が必要となる。

9 災害時の対応

(1) 災害時の役割分担

市と指定管理者の間で災害時の役割分担について、予め協定等で決めておくこと。

(2) 費用負担の方針及び協議方法の明確化

指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新たに必要な費用や施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方針や協議の方法（協議開始時期や手続、協議対象事項等）をあらかじめ定めておくこと。

10 指定管理者制度を適用した場合の苦情等への対応

(1) 指定管理者が行った利用承認・不承認に対する不服申し立て 市が受けすこととなる。

(2) 施設利用に際してのサービス内容に対する苦情等

指定管理者が対応することとなる。指定管理者は、利用者の苦情等を受ける体制を整備しなければならない。市としても指定管理者が行ったサービス提供に関する苦情等の処理対応を行うこととなる。

市と指定管理者が苦情処理やサービスの改善を図るために、その施設ごとに定期的に協議を行うものとする。

1 1 指定管理者の事業内容の点検

指定期間が長期にわたる指定管理者については、指定管理者によるサービス水準の維持と適正な運営の確保が最重要事項といえる。そのためには、事業実施内容の点検は不可欠である。

地方自治法上で要求されている事業報告書を提出させるだけではなく、本市モニタリング標準マニュアルを参考に、各施設に最適な事業の実施内容の点検をどのような方法で行うのかを定め、モニタリングを行うものとする。

1 2 指定管理者が管理する公の施設で事故があった場合の損害賠償請求の対応

(1) 市が設置した施設自体の瑕疵により損害が生じた場合

市に損害賠償義務が生じる（国家賠償法第2条）。ただし、指定管理者が行った維持修繕等に起因する場合には、指定管理者に損害賠償義務が生じる場合がある（民法第709条）。

(2) 施設の管理に瑕疵があり、損害が生じた場合

指定管理者の管理に過失があった場合は、指定管理者には損害賠償義務が生じる（民法第709条）。また、市にも損害賠償義務が生じる（国家賠償法第2条）。

したがって、損害を被った者は、指定管理者と市のどちらかを相手に損害賠償請求をしてよいこととなる。このような指定管理者と市の両方に損害賠償義務が生じる場合に、損害を被った者の請求に応じて、どちらかが損害賠償金を支払った場合には、市と指定管理者との間で事故に対する責任の割合に応じて、相手方に対して求償を行うこととなる。

1 3 その他

(1) 複数の施設の指定について

指定管理者の募集は、施設ごとに行うことを原則とする。ただし、同一事業を実施している施設で、施設運営の効率性・合理性の観点から適当といえる場合は、複数の施設について指定管理者を一括して募集することができるものとする。

(2) 複合施設（複数の公の施設が併設されている施設）に対する考え方

指定管理者は施設ごとに指定されるが、複合施設にあっては施設全体の管理及び費用負担が課題となる。複合施設を代表する施設が施設全体の管理業務を一括して行う方向で、指定管理者を公募・指定することが望ましい。

また、権限と責任の所在が曖昧にならないよう、管理を委ねる部分とそれ以外の部分を明確にして業務仕様書等を作成するものとする。

(3) 共同事業体について

複数の団体が共同して管理運営に携わることで、より効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成できる場合には、共同事業体による管理運営を実施することができる。

実施にあたっては、下記の点に留意する必要があることから、共同事業体による応募が見込まれる施設については、募集要項に提出書類（共同事業体の構成団体一覧、共同事業体協定書等）や留意事項等について明記するものとする。

- ・代表者の設置
- ・共同事業体内の業務分担及びリスク分担の明確化
- ・構成団体の変更・統合に伴う対応
- ・共同事業体の解散
- ・その他施設の特性に応じて必要な事項

(4) 施設の改築、工事及び修繕等の実施について

指定管理者は、施設の改築、工事又は修繕等、機械装置の新設又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ、市と協議し、承認を受けるものとする。

なお、原則、修繕箇所1ヶ所当たり130万円を超える工事又は修繕及び1品10万円以上の備品購入については、指定管理料に含めず、市が直接これを行うものとする。

(5) 指定管理者との協議について

協議は、業務を遂行する上で生じた問題や当初想定されていない業務への対応などの協定書の規定で対応できない課題の解決や、業務の詳細を調整するために行われるものであることから、協議を行った際は、協議書を作成し、市及び指定管理者の双方で保管するものとする。

III 候補者の選定前の手続き

1 指定管理者の在り方検討委員会の設置

本市が執行している指定管理者制度について、その成果を検証しつつ、さらに有効な制度の活用に向けて今後の在り方を検討するため、指定管理者の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

- ・指定管理者による公の施設の管理実績の評価及び課題点の抽出及び整理
- ・今後の指定管理者制度の在り方についての検討
- ・公の施設の指定管理者制度に関する基本指針の見直し

(組織)

検討委員会は、副市長を長とし、構成員は、部長級の職にある者を充てることとする。

2 申請要項及び仕様書の作成

申請要項及び仕様書については、施設ごとに各施設所管部・課において案を作成し、指定管理者選定委員会幹事会において審議、決定するものとする。

3 公募の実施

(1) 募集の方法

公募を実施するときは、市役所前掲示板に公告するとともに、広報、ホームページ、所管課窓口及び市政情報コーナーなどにおいて以下の事項を公表する。

公募の期間は、原則30日とする。

- ア 公の施設の概要（名称、所在地等）
- イ 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営に係る事項
- ウ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- エ 指定の期間（以下「指定期間」という。）
- オ 利用料金に関する事項
- カ 申請者の資格
- キ 申請に係る受付期間（以下「提出期間」という。）
- ク 選定の基準
- ケ その他市長が必要と認める事項

(2) 申請者の資格

前号に規定する申請者の資格は、原則として次のとおりとし、各施設の公募の際に検討するものとする。

また、様式を別途定め、下記の要件を満たす旨の誓約書を申請者に提出させることとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、開始決定がなされていること。

エ 国税及び地方税について滞納をしていない法人等であること。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。

※暴力団排除の取組の一環として、本市は平成18年に埼玉県警察本部と「指定管理者からの暴力団排除に関する連絡協調体制の確立についての合意書」を締結している。これに基づき、応募者が暴力団若しくは暴力団員が関係している団体でないことを、埼玉県警察本部に照会し、確認を行うことができるところから、適宜、必要に応じて活用するものとする。

カ その他市長が必要と認める事項

(3) 指定管理者選定の際の選定基準

選定に当たっては、以下の3点について、総合的に勘案して選定することとし、具体的な選定基準等については、指定管理者選定委員会幹事会において定めるものとする。

ア 公の施設の運営が利用者の平等利用を確保できることであること。

イ 公の施設の効用を最大限発揮させることであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 安定して管理を行うことのできる物的・人的能力を有するものであること。

4 申請関係書類の提出及び受理

(1) 申請関係書類

申請に当たっては、市が定める申請書など関係書類を提出するものとする（公募以外による指定の場合も含む。）

(2) 提出期間

申請関係書類の提出期間（期限）は、公告日の翌日から起算して原則として30日以後の別に定める日とする。

5 公募によらない場合の措置

公募によらず候補者を選定する場合においては、3－（1）を省略できるものとし、4－（2）の「公告の日の翌日から起算して原則として30日以後の別に定める日」を「市長が別に定める日」に読み替えて適用する。

6 事務取扱

申請等に係る庶務は、施設を所管する部・課において処理する。

IV 候補者の選定

指定管理者選定委員会及び指定管理者選定委員会幹事会の設置

本市が執行する公の施設の指定管理者制度に係る候補者（以下「候補者」という。）の選定の公平性、透明性を確保するため、庁内に朝霞市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び朝霞市指定管理者選定委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

① 選定委員会

選定委員会は、副市長を長とし、構成員は、部長級の職にある者を充てることとする。

（所掌事務）

- ・ 指定管理者制度の適用の決定
- ・ 公募・非公募（随意指定）の決定
- ・ 利用料金制度の採用の決定
- ・ 幹事が行った指定管理者の指定を受けようとする事業者の評価基準に基づく評価結果の審査及び指定管理者候補者の選定
- ・ 指定管理者候補者の市長への建議（市長は選定結果・理由の公表、通知、議会へ提案）
- ・ 指定管理者の指定の取消しについての審議

② 幹事会

幹事会は、原則として、各施設所管部に設置し、所管部長を長とし、所管部の課長級職員をもって構成する。

なお、選定に当たり専門知識が必要な場合には、外部の学識経験者等の意見を聞くことができるものとする。

幹事会は、公の施設ごとに選定方法等の決定と選定手続を実施し、選定委員会に報告する。

（所掌事務）

- ・ 所管部・課が作成した申請要項及び仕様書の審査、決定
- ・ 所管部・課が作成した、指定管理者の指定を受けるための応募資格、指定管理者選定のための評価基準及び指定の期間等の審査、決定
- ・ 指定管理者の指定を受けようとする事業者の評価基準に基づく評価の実施
- ・ 指定管理者と締結する協定内容の審査
- ・ 指定後の適正な管理運営の履行の確保に必要な事項の審査
- ・ 所管する施設の管理運営形態の検討
- ・ 各施設に適したモニタリング等の実施方法の検討

▽ 指定管理者の指定後の手続き

1 選定委員会で選定した候補者は、議会の議決により「指定管理者」となり、協定を締結する。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- ア 指定期間に関する事項
- イ 管理運営業務の内容に関する事項
- ウ 事業計画に関する事項
- エ 利用料金に関する事項
- オ 開館時間及び休館日に関する事項
- カ 事業報告及び業務報告に関する事項
- キ 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 事故及び損害の賠償に関する事項
- サ 災害時の対応に関する事項
- シ 人権への配慮に関する事項
- ス その他市長が必要と認める事項